

○国土交通省告示第六百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道236号改築工事（帯広・広尾自動車道「中札内大樹道路」・北海道河西郡更別村字上更別南13線地内から同村字上更別南16線地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分

北海道河西郡更別村字上更別南13線、字上更別南14線、字上更別、字上更別南15線及び字上更別南16線地内

2 使用の部分

北海道河西郡更別村字上更別及び字上更別南15線地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道河西郡中札内村協和東3線地内の中札内インターチェンジから同道中川郡幕別町忠類共栄地内の忠類インターチェンジ（仮称）までの延長20.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道236号改築工事（帯広・広尾自動車道「中札内大樹道路」）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道236号改築工事（帯広・広尾自動車道「中札内大樹道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道236号（帯広・広尾自動車道。以下「本路線」という。）は、北海道河西郡芽室町を起点とし、帯広市等を経由して同道広尾郡広尾町に至る延長約80kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する北海道河西郡中札内村、同郡更別村及び同道中川郡幕別町（以下「本件地域」という。）は農畜産業が盛んな地域であり、農産品としては、小麦、てんさい及びばれいしょの栽培、畜産品としては、乳用牛及び肉用牛の飼養が行われており、これらの農畜産品は、苫小牧港、十勝港等を経て、主に北海道外へ出荷されている。

本件地域には物流等を担う主要幹線道路として一般国道236号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線（川西中札内道路等）と接続し、高速自動車国道北海道横断自動車道と連絡されることから、本件地域と帯広市、苫小牧市等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成22年3月及び平成24年2月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるマガン及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年

法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ等が確認されている。マガン及びオジロワシについては、主要な生息環境が計画路線からかなり離れており、質的变化を受けないことなどから影響はないとされている。オオタカについては、営巣地が離れており、大部分の生息環境は保全されることなどから影響は小さいとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクロミサンザシ及びヒメアマナ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクシロワチガイソウ、チドリケマン、エゾノジャニンジン、トカチスグリ等の生育が確認されているが、起業者は工事による改変箇所での生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と帯広市、苫小牧市等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格に基づき、2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において、申請案と、申請案より路線延長を短縮する2案の計3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、路線延長が長いものの農地を斜めに分断する箇所が最も少ないこと、取得必要面積が多いものの支障物件が最も少ないこと、橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と帯広市、苫小牧市等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、現道は自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、帯広市長を会長とする高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道河西郡更別村役場